

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

平成30年6月11日

北海道経済産業局長 児嶋 秀平 殿

北海道新得町長 浜 田 正 利 ㊟

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

新得町の人口は、昭和30年の国勢調査で最も多い15,525人でしたが、それ以後は減少の一途をたどっており、平成27年の国勢調査では6,288人とピーク時と比べ9,237人、60.5%の大幅な減少となっています。

15歳未満の年少人口は、昭和30年5,252人に対し、平成27年は661人と87.4%減、15～64歳の生産年齢人口は同じく9,739人に対し、3,441人で64.6%の減である一方、65歳以上の高齢者人口は同じく534人に対し、2,183人で308.8%の増加となり、典型的な過疎化、少子高齢化を表しており、町の様々な分野での課題に関係しております。(平成27年国勢調査)

②産業構造及び中小企業者の実態等

本町においては、基幹産業として十勝型農業が営まれており、農地面積は5,061ha、畑作が2,054ha、家畜飼料畑が3,007haと1戸当たりの平均耕作面積は約40haとなっています。

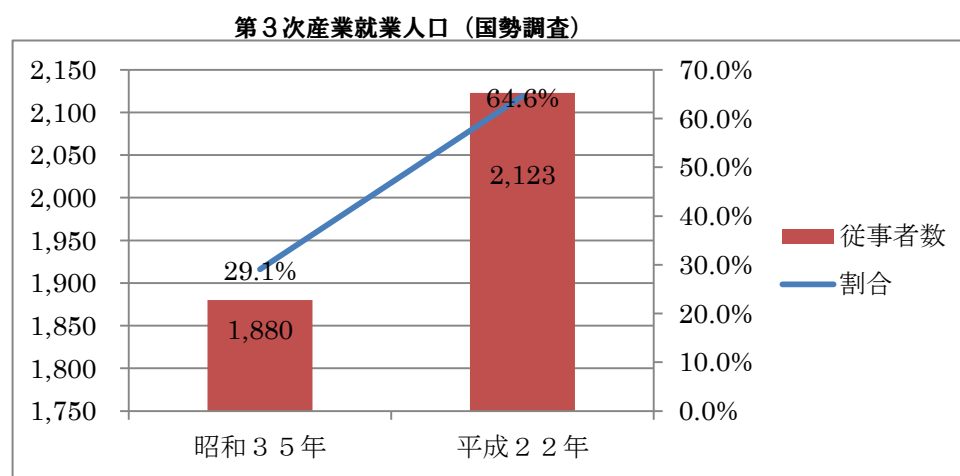
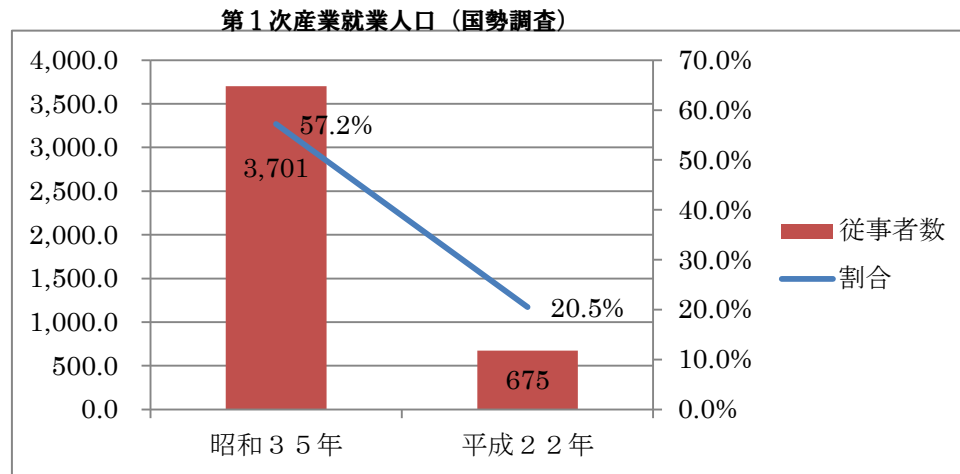
森林面積は国有林、保安林等を含め93,702haを有し、総面積の約88%を占め、内訳は国有林83,682ha、町有林3,206ha、民有林6,814haとなっています。

商工業では、新得地区、屈足地区に分かれており、新得地区の商店街は、JR新得駅周辺の本通沿いにスーパーや飲食店などが形成され、一方屈足地区では南北に通過する道道忠別清水線沿いにスーパーや小売店が形成されています。

町内の中小企業数は、平成27年には340事業所で、2,614人が就労しており、生産年齢人口に占める割合は75.9%となっています。

交通機関の発達により商業圏及び生活圏が拡大し、様々なケースで町外へ流出する傾向にあり、商店数、事業所数などが減少しており労働環境や雇用条件の改善、労働者の福利厚生の実を充実を図る必要があります。(第8期総合計画より)

| 産業別就業人口 (平成27年国勢調査) | 従事者数 | 割合 |
|------------------------|-------|-------|
| 1次産業 | 675 | 20.5% |
| 2次産業 | 488 | 14.9% |
| 3次産業 | 2,123 | 64.6% |



新得町の基幹産業は農林業の第一次産業であります。近年、観光や福祉を中心とした第三次産業への移行も、上記グラフのとおり見られるようになり、産業構造に変化が出てきていることを表しています。

③事務所数の減少と高齢化

新得町においては、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者も比例して減少しており、平成18年には399事業所であったものが、平成26年には378事業所に減少しています。豊富な森林資源を背景に木材工業が主体の「林業の町」でしたが、経済状況の悪化とともに事業所の数も平成25年度で13事業所が操業するのみとなりました。

町の高齢化と同じように経営に携わる者の高齢化も進んでおり、国全体で見ると59.5歳（帝国データバンク調べ）と、高齢化による様々な影響が懸念されます。円滑な事業継承が企業の持続的繁栄のカギとなっていると言えます。

④設備の高年齢化

新得町における設備緒経過年数は、国全体の中小企業の8.5年（中小企業庁調べ）を上回り、16.78年（町税務出納課調べ）となっています。

⑤課題

商工業の振興と労働者の雇用や所得の確保、若者の定住、新規開店の促進や担い手対策などの諸課題に対し、何も手を打たないと地域の衰退の波が一気に押し寄せてくるなど状況が一変すると考えられ、その対応が喫迫の課題であります。

(2) 目標

新得町内の中小企業においては、従事者数の減少や高齢化の中にあっても、設備の更新を進めることにより、労働生産性を維持又は向上し、企業としての付加価値を高め、その中で次世代の担い手も育成し、企業として更なる発展をする必要があります。

労働生産性を向上していくためには、助成措置や税制の軽減措置により、事業者の設備投資に対する意欲を後押しし支援していくことが必要であります。

このため、平成30年6月6日施行の生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指します。

上記を実現するための目標として、計画期間中6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業の労働生産性（導入促進基本計画に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

新得町の産業構造において、3次産業の占める割合が高い状況ですが、他の産業で幅広い設備投資を実施することで、生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

新得町内の市街地としては、行政の中心地として役場本庁が所在する新得市街と、古くから木材集散地として発展してきた屈足市街地の2カ所であり、主要道道で連結されています。

当該市街地に人口が集積しており、そこに多くの小売業やサービス業、飲食業が営まれているほか、新内地区・佐幌地区などに宿泊業、また、町の大部分を占める森林を資源として北新得、屈足農村地区には木材加工場があります。

これらのことから、町全域に点在している中小企業において生産性を向上させる必要があることから、新得町全域を本計画の対象地域とします。

(2) 対象業種・事業

新得町の産業構造において、ある業種に偏っているなどの状態ではないことから、全業種対象とします。

地域の基幹産業である農林産業と商工業との連携を図り、1.2.3次産業が互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、新商品やサービスの開発、提供、販路開拓など未来を見据え推進していく必要があるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象とはせず、また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないようにする等、雇用の安定に配慮するものとします。

(2) 認定等に対する配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

また、認定に当たっては、国に同意された導入促進基本計画と適合していることを確認するため、追加の書類を提出依頼する場合があります。

なお、中小企業に対する過度な負担とならないように配慮します。

(3) 中小企業者に対する施策の総合的推進

先端設備等導入計画を作成するに当たり、必要な資料等の公表、及び新得町第8期総合計画との整合性も併せて確認し、商工会を通じての情報提供にも努めることとします。

(4) 計画の進捗状況についての調査

計画及び実際に導入した設備の調査など、町は定期的に進捗状況を把握することに努めます。